施策の視点について（案）

資料３－２

　１　基本的な考え方

○　排出段階でリデュースとリユースを推進することで、使用済みとなるものの発生量を削減し、廃棄物の排出量を削減する。

○　廃棄物の再生利用においては、燃料利用など１回限りの再生利用よりも、製品の原料としての再生利用を優先（質の高いリサイクルを優先）することにより、循環的な利用を進める。

○　特に産業廃棄物については、再生利用の質を高めるために、再生利用の段階よりも排出段階での分別が重要であり、排出段階での分別の質を高めることで資源化できる量を増やす。

○　廃棄物処理法の目的である生活環境保全及び公衆衛生の向上のため、廃棄物の適正な処理を前提とする。

○　また、大規模災害発生時における廃棄物の処理について備えておくことが必要である。

○　これらの取組みを進めるにあたっては、人口減少・高齢化の進展等による影響を考慮することや、低炭素社会や自然共生社会などを実現するための他の分野の施策と整合を図ることに留意する。

図3-2-1　　廃棄物等の処理過程

廃棄物等が発生

排出段階

資源化物

再生利用

（質の高い

　リサイクルを優先）

（再生利用できないもの）

処理段階

焼却・脱水、無害化処理、最終処分

再使用

分別

資源

再生資源

①同じ製品の原料として再生利用

②他の製品の原料として再生利用

③１回限りの再生利用（燃料化など）

２　施策を考える上でのポイント

・これまでの部会での議論や府域の状況、課題等を踏まえ、次期計画におけるポイントとしては、以下のようなものが考えられる。

（１）リデュース、リユースの推進

|  |
| --- |
| （ア）生活系ごみの排出を抑制する〈一般廃棄物〉  （イ）事業系ごみの排出を抑制する〈一般廃棄物〉  （ウ）産業廃棄物の排出を抑制する〈産業廃棄物〉  （エ）建築物等の長寿命化を促進する〈産業廃棄物〉 |

（ア）生活系ごみの排出を抑制する

現状と課題

・市町村では、廃棄物の排出削減や適正な分別排出を進めており、容器包装リサイクルの取組み、生活系ごみ有料化、スマートフォンアプリを活用した周知啓発、環境教育の取組み、食品ロスを減らすためのエコレシピの紹介等が行われている。

・これらの取組みにより、生活系ごみの１人１日当たりの排出量は、全国と比べて少なくなっているが、組成調査によると、食品ロス等の厨芥類が約22～38％みられ、削減の余地があると考えられる。

・リユースは、府民に対して廃棄以外の選択肢を提供するものであり、フリーマーケットやリユースショップが活用されているが、今年度実施した「３Ｒに関する府民の意識と行動に関する調査」結果によると、「フリーマーケットやリユースショップを利用している」に取組んでいる割合は低かった。

ポイント

・市町村の排出抑制や普及・啓発の取組みを促進するため、府内外の先進的な取組み事例の情報提供等を行っていくとともに、食品ロス等の厨芥類の削減に向け、府民などへ働きかけることが必要である。また、府民による幅広いリユースの取組みを通じて、府民の意識を高めていくことが必要である。

（イ）事業系ごみの排出を抑制する

現状と課題

・適正な分別排出に向けて、市町村では排出事業者への周知や展開検査の強化が行われているが、事業系ごみの１人１日当たりの排出量は全国と比べて多く、焼却処理されている事業系ごみには、資源化可能な古紙が約13～23％が含まれている。また産業廃棄物であるプラスチック類も含まれている。

ポイント

・市町村の排出抑制に向けた取組みを促進するため、府内外の先進的な取組み事例の情報提供等により、資源化可能な紙類や産業廃棄物の混入削減を進めることが重要である。

（ウ）産業廃棄物の排出を抑制する

現状と課題

・多量排出事業者（年間1,000t以上廃棄物を排出する事業者）に対する排出抑制等に関する計画作成、実施状況報告、公表の制度がある。

・産業廃棄物の排出量は長期的には減少しているものの、近年横ばいの状況となっている。

ポイント

・事業者に対する指導助言や効果的な取組み事例の情報提供を行うこと等により、事業者の排出抑制の取組みを促進することが必要である。

（エ）建築物等の長寿命化を促進する

現状と課題

・昭和40年代から50年代にかけて多数の建築物や土木構造物が建てられている。

・これらの建築物や土木構造物のストックが解体廃棄物として将来多量に発生し、廃棄物が増加する可能性が指摘されている。

ポイント

・建築物や土木構造物を適切に維持管理し、良好なストックとして長期間使用することが必要である。

（２）リサイクルの推進

（２）－１　分別収集を促進する

|  |
| --- |
| ・容器包装廃棄物や資源化可能な紙類などの分別収集を促進する〈一般廃棄物〉 |

現状と課題

・現行の再生利用率は、生産量の減少による紙類の回収量減少や軽量化による缶類の回収量の減少等、社会情勢の変化による影響を受ける。加えて、古紙や缶など市町村が関与せずに再生利用されているものが考慮されていない。

・市町村、府民、事業者といった各主体において、古紙やプラスチック製容器包装等分別の取組みを推進しているが、現行の再生利用率だけでは、それを十分に表せていないという課題がある。

・市町村により、プラスチック製容器包装等分別収集の取組み状況が異なる品目がある。

ポイント

・現行指標に加えて新たな指標を活用し、市町村、府民、事業者といった各主体が取組みの成果をより実感できるようにしていくことが必要である。

・府と市町村が情報交換を行っていくことで、より一層市町村の取組みを促進することが重要である。

（２）－２　再生利用の質を高める

|  |
| --- |
| （ア）「繰り返し再生利用」を優先する  （イ）排出段階での分別排出を促進する　〈産業廃棄物〉 |

（ア）「繰り返し再生利用」を優先する

現状と課題

・再生利用の現状を見ると再生利用量は増加しているが、素材等、製品の原料としての利用等が進んでいない。

・「大阪府リサイクル製品認定制度」の認定製品においても、２６１製品のうち、製品の使用済品を素材として使用することができるとされているものは３０製品である、

ポイント

・製品の原料として、「繰り返し再生利用」すること（質の高いリサイクルを優先）が重要である。

（イ）排出段階での分別排出を促進する

現状と課題

・産業廃棄物の排出段階において分別が不十分なため、資源利用できず焼却や最終処分されたり、「繰り返し再生利用」できなくなる場合がある。

ポイント

・資源化できる量を増加させ、再生利用の質を向上させるためには、排出者が資源利用のための適切な分別方法を理解し実践することが重要である。

（３）適正処理の確保

|  |
| --- |
| （ア）有害物質を含む廃棄物を確実に処理する〈産業廃棄物〉  （イ）最終処分場の確保  （ウ）下水汚泥のエネルギー利用を促進する〈産業廃棄物〉 |

（ア）有害物質を含む廃棄物を確実に処理する

現状と課題

・建築物に用いられてきた石綿含有建材は平成１８年まで使用されており、将来的な解体廃棄物の増加に伴い、石綿含有建材の排出量は増加する可能性がある。

・また、水銀廃棄物について、水俣条約の採択を受け、適正な管理に向けた検討がなされており、今後、水銀や体温計などの水銀使用廃製品等の適切な回収等が必要である。

ポイント

・石綿や水銀などの有害物質を含む廃棄物は、排出段階において適切に区分して排出されることが重要である。

（イ）最終処分場の確保

現状と課題

・近隣府県市町村と協力して大阪湾フェニックス事業を推進し、最終処分場を確保しているが、現在の処分場における廃棄物の受入は平成39年度に終了する予定である。

ポイント

・３Ｒをさらに推進し、最終処分量の削減を図りつつ、今後とも継続的かつ安定的に廃棄物の処理ができるよう大阪湾フェニックス事業を引き続き推進するなど、最終処分場を確保することが必要である。

（ウ）下水汚泥のエネルギー利用を促進する

現状と課題

・近年、全国的にバイオマスである下水汚泥のエネルギー利用に関心が高まっており、汚泥を減量する処理工程から発生する消化ガスによる発電や、汚泥を乾燥や炭化したものを火力発電の燃料として活用する取組みも広がりつつある。

・府域の一部の下水処理場では、下水汚泥を消化する処理工程を有しているが、消化ガスの全量を有効利用できていなかった。

ポイント

・下水汚泥の処理工程から発生する消化ガスの有効利用率を高める必要がある。

・将来的に下水汚泥の有機分のエネルギー利用を検討していく必要がある。

（４）大規模災害発生時における廃棄物の適正処理

|  |
| --- |
| ・大規模災害発生時における廃棄物の処理に関する備えをする〈一般廃棄物〉 |

現状と課題

・南海トラフ巨大地震等大規模災害が発生した場合において、衛生状態を維持するためのごみ及びし尿を適正に処理していくことが必要である。

・また、膨大な量の災害廃棄物が復旧・復興の妨げとならないよう迅速かつ適正に処理するためには、発災前からの廃棄物の処理に関する備えが必要である。

ポイント

・大規模災害発生時に、ごみ、し尿等が適正に処理できるよう市町村間の相互支援体制や広域的連携体制の拡充を図る。

・処理の技術や対策の伝承が必要であり、技術・ノウハウの蓄積に加え、訓練、演習等により災害廃棄物への対応力のある人材の育成が重要である。

（５）留意事項

|  |
| --- |
| ・人口減少・高齢化の進展等によるごみ排出形態への影響　〈一般廃棄物〉 |

・大阪府人口ビジョン（素案）では、平成47年には、平成27年に比べ、人口は約100万人減少するが、単独世帯数は約８万世帯増加すると予測されている。

・世帯構成により、ごみの排出実態に違いが見られ、単独世帯や高齢者世帯は１人当たりのごみ排出量が多くなる傾向がある。

・長期的に人口減少や単独世帯数の増加が予測されており、今後、人口・世帯・年齢構成の動向と排出されるごみの動向の関係について把握していくことが必要である。

|  |
| --- |
| ・低炭素社会、自然共生社会に向けた施策との整合 |

・廃棄物の減容化には多量のエネルギーを使うことや、最終処分場を整備する際には可能な限り自然環境の保全が必要であるなど、施策を行う際には、低炭素社会や自然共生社会の施策との整合を図ることに留意する。